

滝川中・高等学校いじめ防止基本方針

滝川中・高等学校
制定 平成26年3月29日

本校は大正7年に創立され、校祖瀧川辨三先生が定められた「至誠一貫」「質実剛健」「雄大寛厚」の三つの校訓を基に、有為な人材を育成するため営々と教育実践を重ねてきた。この三校訓に凝縮された建学の精神を基に、文武両道で全人的な成長をめざし、生徒の個性を重視し、それぞれの特性の伸長を図り、豊かな創造性を育み、たくましい心身の育成に努めてきている。本校の教育活動をさらに充実させるためには、生徒が明るく健全に、かつ安心して学校生活を送れるような教育環境の構築が必要である。

本校では平成19年7月に発生した痛ましい事件の反省を契機に「いじめ防止対策特別委員会」が設置され、「いじめの早期発見・早期対応マニュアル」を作成し、いじめの防止、早期発見・早期対応に心掛けてきた。また、「いじめ防止対策特別委員会」の答申並びに提言を尊重し、本校教育の刷新を目的として「瀧川教育刷新会議」を設置し、有識者・専門家等の意見を徴しながら学校教育活動の見直しを継続的に行ってきた。この度の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめはどの学校にも学級にも起こり得るという認識を新たにし、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめの防止を包括的に推進するため、新たに「いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

記

1 いじめ防止の基本姿勢

「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない行為である」との強い認識のもと、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的な対応を行う。

2 早期発見、早期対応

日頃から生徒が発するいじめの危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、生活ノート等の利用や、生徒との個人面談を通して、生徒の現状等を把握し生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

3 いじめを許さない学校作り

いじめ防止の基本姿勢をもとに、学校全体を通じて「いじめを許さない」という意識を、生徒一人一人に徹底し、リーダーの時間や人権映画などを使って継続的な指導を行う。

4 いじめ防止対策のための校内組織

管理職や部室長、学年主任、補導委員会のメンバーを中心に、場合によってはスクールカウンセラー等の参加するいじめ防止のための校内組織「いじめ防止委員会」を設置する。

5 教育相談の充実

教育相談室においては、スクールカウンセラーが生徒や保護者から気軽に相談できる体制を整える。また、スクールカウンセラーと担当教職員の連携を密にし、相互に協力していじめ防止に努める。

6 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ防止委員会のメンバーに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織（いじめ防止拡大委員会）で調査し、瀧川教育刷新会議に報告し、同会議から指導、助言を得て事態の解決に当たる。

7 関係機関との連携

いじめ事案が発生したときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供し、事態が重大と思われる場合は関係機関や警察と連携して対応する。

8 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援を行い、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。